

食品安全委員会（第950回会合）議事概要

日 時:令和6年8月6日（火） 14:00～14:27

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般18名

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
- ・食品衛生法施行規則の一部改正について

→事務局及び厚生労働省から説明。

本件については、機能性表示食品等について、営業者が都道府県知事等に健康被害情報を提供することとする等の改正であり、食品健康影響評価の結果に基づき施策を策定するという手法になじまないものであることから、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものとし、リスク管理機関（厚生労働省）に回答することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・飼料添加物 1品目

遺伝子組換え技術によって得られた *Bacillus licheniformis* を利用して生産されたアミラーゼ

→農林水産省から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「動物用ワクチンの添加剤として使用される成分（二酸化ケイ素、ゲンタマイシン硫酸塩）」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健

健康影響は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承された。さらに本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととし、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「PRO-No.1 株を利用して生産された L-プロリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「PRO-No.1 株を利用して生産された L-プロリン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。

したがって、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。